

令和7年第11回ひたちなか市教育委員会9月定例会

(教育長用次第)

日 時 令和7年9月29日(月)

午後4時

場 所 第3分庁舎 防災会議室1

次 第

1 開 会

2 教育長のあいさつ及び開会の宣告

・教育長あいさつ、開会宣言

3 議案審議等

(1) 議案第16号 ひたちなか市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則制定について  
《説明：青少年課長》

(2) 議案第17号 ひたちなか市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する告示について  
《説明：青少年課長》

(3) 議案第18号 史跡十五郎穴横穴群及び虎塚古墳保存活用計画策定委員会設置要綱の制定について  
《説明：総務課長》

(4) 議案第19号 ひたちなか市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の一部を改正する告示について  
《説明：学校管理課長》

4 その他

(1) 9月定例市議会における教育委員会関係事項について  
《説明：教育部長》

(2) 業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について  
《説明：学校管理課長》

5 閉 会

議案第 16 号

ひたちなか市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準  
を定める規則の一部を改正する規則制定について

ひたちなか市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める規則  
の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 9 月 29 日 提出

ひたちなか市教育委員会  
教育長 秋本光徳

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市教育委員会規則第 号

ひたちなか市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準  
を定める規則の一部を改正する規則

ひたちなか市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める規則  
(平成26年教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

第9条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

付 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

## 参考資料

ひたちなか市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める規則新旧対照表

旧	新	備考
(虐待等の禁止) 第9条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、児童福祉法第 <u>3 3条の10各号</u> に掲げる行為その他当該利用者的心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第9条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、児童福祉法第 <u>3 3条の10第1項各号</u> に掲げる行為その他当該利用者的心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	

議案第 17 号

ひたちなか市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する告示について

ひたちなか市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する告示を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 9 月 29 日 提出

ひたちなか市教育委員会  
教育長 秋本光徳

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市教育委員会告示第 号

ひたちなか市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する告示

ひたちなか市放課後児童健全育成事業実施要綱（平成27年教委告示第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号ア中「就労（就労予定）証明書（様式第2号）」を「就労証明書（子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）様式第1号）」に改め、同条第2項中「様式第3号」を「様式第2号」に、「様式第4号」を「様式第3号」に改める。

第6条第2項中「様式第5号」を「様式第4号」に、「様式第5号の2」を「様式第5号」に改める。

様式第1号表面を次のように改める。

## 様式第1号（第5条関係）

(表面)  
学童クラブ入会申込書【 年度】  
年 月 日

ひたちなか市教育委員会 殿

## 保護者等

住所	ひたちなか市	
フリガナ		
氏名		
生年月日	年	月 日

学童クラブへの入会について、次のとおり申し込みます。

フリガナ			性別	学校名	
児童名			□男 □女		
生年月日	年 月 日		(新) 学年	年	
迎えに来る方	氏名	続柄		電話番号	
緊急連絡先	①氏名	続柄		電話番号	
	②氏名	続柄		電話番号	

家族状況（利用児童を除く世帯全員（単身赴任を含む。）を記入してください。）

氏名	続柄	生年月日	勤務先（学校）名		勤務先等 電話番号
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			

利用予定月及び利用区分の該当する箇所に☑を付けてください。

利用予定月	<input type="checkbox"/> 4月	<input type="checkbox"/> 5月	<input type="checkbox"/> 6月	<input type="checkbox"/> 7月	<input type="checkbox"/> 8月	<input type="checkbox"/> 9月	<input type="checkbox"/> 10月	<input type="checkbox"/> 11月	<input type="checkbox"/> 12月	<input type="checkbox"/> 1月	<input type="checkbox"/> 2月	<input type="checkbox"/> 3月
-------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------

入会理由及び世帯区分の該当する箇所に☑を付けてください。

入会理由	必要とする理由（世帯単位・複数選択可）	
	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他	
世帯区分	該当する世帯区分（申込時）	
	<input type="checkbox"/> 生活保護世帯 <input type="checkbox"/> 就学援助世帯 <input type="checkbox"/> 災害その他特別な事由により保育料の納付が困難な世帯 <input type="checkbox"/> 上記以外の世帯	

※市使用欄

No.	受付	同意書	面談希望有無	口座有無	入力

様式第2号を削る。

様式第3号を様式第2号とし、様式第4号から様式第5号の2までを1号ずつ繰り上げる。

#### 付 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後のひたちなか市放課後児童健全育成事業実施要綱の規定は、令和8年度以後の年度に係る学童クラブの入会の申込みについて適用し、令和7年度に係る学童クラブの入会の申込みについては、なお従前の例による。

旧	新	備考
<p>(入会の申込み等)</p> <p>第5条 学童クラブに児童を入会させようとする保護者等は、学童クラブ入会申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に次に掲げる書類を添付して、これを教育委員会に提出しなければならない。ただし、第2号に掲げる書類については、教育委員会が公簿等により確認することができるときは、その添付を省略することができる。</p> <p>(1) 次のアからオまでに掲げる学童クラブの利用を必要とする理由の区分に応じ、当該アからオまでに定める書類 ア 就労による場合 <u>就労（就労予定）証明書（様式第2号）</u> イ～オ 略 (2)・(3) 略</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定による申込みがあった場合には、その内容を確認し、入会の可否を決定したときは、学童クラブ入会承認通知書（<u>様式第3号</u>）又は学童クラブ入会不承認通知書（<u>様式第4号</u>）により保護者等に通知するものとする。</p> <p>3 略</p> <p>(入会の解除等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定により学童クラブへの入会の解除又は事業の利用を停止したときは、学童クラブ入会解除通知書（<u>様式第5号</u>）又は学童クラブ利用停止通知書（<u>様式第5号の2</u>）により、その旨を当該保護者等に通知するものとする。</p>	<p>(入会の申込み等)</p> <p>第5条 学童クラブに児童を入会させようとする保護者等は、学童クラブ入会申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に次に掲げる書類を添付して、これを教育委員会に提出しなければならない。ただし、第2号に掲げる書類については、教育委員会が公簿等により確認することができるときは、その添付を省略することができる。</p> <p>(1) 次のアからオまでに掲げる学童クラブの利用を必要とする理由の区分に応じ、当該アからオまでに定める書類 ア 就労による場合 <u>就労証明書（子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）様式第1号）</u> イ～オ 略 (2)・(3) 略</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定による申込みがあった場合には、その内容を確認し、入会の可否を決定したときは、学童クラブ入会承認通知書（<u>様式第2号</u>）又は学童クラブ入会不承認通知書（<u>様式第3号</u>）により保護者等に通知するものとする。</p> <p>3 略</p> <p>(入会の解除等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定により学童クラブへの入会の解除又は事業の利用を停止したときは、学童クラブ入会解除通知書（<u>様式第4号</u>）又は学童クラブ利用停止通知書（<u>様式第5号</u>）により、その旨を当該保護者等に通知するものとする。</p>	

備考	新	旧																												
	<p>略</p> <p>様式第1号（第5条関係） （表面） 学童クラブ入会申込書</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th><th>受付</th><th>同意書</th><th><u>申出書</u></th><th>面談希望有無</th><th>口座有無</th><th>入力</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>略</p> <p>（裏面）</p>	No.	受付	同意書	<u>申出書</u>	面談希望有無	口座有無	入力								<p>略</p> <p>様式第1号（第5条関係） （表面） 学童クラブ入会申込書</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th><th>受付</th><th>同意書</th><th><u>申出書</u></th><th>面談希望有無</th><th>口座有無</th><th>入力</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>略</p> <p>（裏面）</p>	No.	受付	同意書	<u>申出書</u>	面談希望有無	口座有無	入力							
No.	受付	同意書	<u>申出書</u>	面談希望有無	口座有無	入力																								
No.	受付	同意書	<u>申出書</u>	面談希望有無	口座有無	入力																								

旧	新	備考																					
<p><u>様式第2号(第5条関係)</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">学校名</td> <td style="width: 33%;">児童名</td> <td style="width: 34%;">(第 学年)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">就労(就労予定) 証明書</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>ひたちなか市教育委員会 殿</p> <p>事業所所在地 _____      事業所名 _____      代表者氏名 _____      電話番号 _____      記入者氏名 _____</p> <p>次の者は、当事業所に(□就労中・□就労予定)であることを証明する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">氏名</td> <td style="width: 90%;"></td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>就労年月日 (予定を含む。)</td> <td>年 月 日から</td> </tr> <tr> <td>勤務先の名称及び所在地</td> <td> <input type="checkbox"/>上記事業所と同じ  <small>※上記と異なる場合は、下欄に記載してください。</small>          名称：          所在地：          電話番号：       </td> </tr> <tr> <td>雇用形態</td> <td> <input type="checkbox"/>正社員(正職員) <input type="checkbox"/>契約社員 <input type="checkbox"/>パート・アルバイト  <input type="checkbox"/>派遣社員 <input type="checkbox"/>農業 <input type="checkbox"/>自営 <input type="checkbox"/>その他( )       </td> </tr> <tr> <td>職種・業務内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>就労時間</td> <td>午前・午後 時 分 ~ 午後 時 分</td> </tr> <tr> <td>就労日数</td> <td>1か月(日間)</td> </tr> <tr> <td>育児休暇取得期間</td> <td>年 月 日から 年 月 日まで</td> </tr> </table> <p>【証明書作成者様へ】</p> <p>1 この証明書は、児童の学童クラブ入会に当たり、就労状況について証明するものです。虚偽の証明は無効となります。</p> <p>2 就労状況等についての現地確認、記入内容等についての問合せをさせていただきますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。</p> <p>3 ご不明な点がございましたら、お手数ですが、ひたちなか市教育委員会事務局青少年課(電話番号)までお問い合わせください。</p>			学校名	児童名	(第 学年)	氏名		住所		就労年月日 (予定を含む。)	年 月 日から	勤務先の名称及び所在地	<input type="checkbox"/> 上記事業所と同じ <small>※上記と異なる場合は、下欄に記載してください。</small> 名称： 所在地： 電話番号：	雇用形態	<input type="checkbox"/> 正社員(正職員) <input type="checkbox"/> 契約社員 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 派遣社員 <input type="checkbox"/> 農業 <input type="checkbox"/> 自営 <input type="checkbox"/> その他( )	職種・業務内容		就労時間	午前・午後 時 分 ~ 午後 時 分	就労日数	1か月(日間)	育児休暇取得期間	年 月 日から 年 月 日まで
学校名	児童名	(第 学年)																					
氏名																							
住所																							
就労年月日 (予定を含む。)	年 月 日から																						
勤務先の名称及び所在地	<input type="checkbox"/> 上記事業所と同じ <small>※上記と異なる場合は、下欄に記載してください。</small> 名称： 所在地： 電話番号：																						
雇用形態	<input type="checkbox"/> 正社員(正職員) <input type="checkbox"/> 契約社員 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 派遣社員 <input type="checkbox"/> 農業 <input type="checkbox"/> 自営 <input type="checkbox"/> その他( )																						
職種・業務内容																							
就労時間	午前・午後 時 分 ~ 午後 時 分																						
就労日数	1か月(日間)																						
育児休暇取得期間	年 月 日から 年 月 日まで																						

旧	新	備考
様式第3号（第5条関係） 略	様式第2号（第5条関係） 略	
様式第4号（第5条関係） 略	様式第3号（第5条関係） 略	
様式第5号（第6条関係） 略	様式第4号（第6条関係） 略	
様式第5号の2（第6条関係） 略	様式第5号（第6条関係） 略	

議案第18号

史跡十五郎穴横穴群及び虎塚古墳保存活用計画策定委員会設置要綱  
の制定について

史跡十五郎穴横穴群及び虎塚古墳保存活用計画策定委員会設置要綱を別紙のとおり制定する。

令和7年 9月29日 提出

ひたちなか市教育委員会  
教育長 秋本 光徳

令和7年 月 日 議決

史跡十五郎穴横穴群及び虎塚古墳保存活用計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 十五郎穴横穴群及び虎塚古墳の保存及び活用について総合的かつ効果的に検討し、保存及び活用に関する計画を策定するため、史跡十五郎穴横穴群及び虎塚古墳保存活用計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 史跡十五郎穴横穴群及び虎塚古墳保存活用計画の策定に関すること。
- (2) その他委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員9人をもって組織し、その委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域の代表者
- (3) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、令和10年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、主宰する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、委員会の会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局総務課文化財室において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で協議して決定する。

付 則

この告示は、公布の日から施行する。

議案第19号

ひたちなか市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の一部を改正する告示について

ひたちなか市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の一部を改正する告示を別紙のとおり制定する。

令和7年 9月29日 提出

ひたちなか市教育委員会  
教育長 秋本光徳

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市教育委員会告示第 号

ひたちなか市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の一部を改正する告示

ひたちなか市立幼稚園預かり保育事業実施要綱（令和3年3月29日教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号中「午前9時」を「午前8時45分」に改める。

付 則

この告示は、令和7年10月1日から施行する。

## 参考資料

ひたちなか市立幼稚園預かり保育事業実施要綱新旧対照表

No. 1

旧	新	備考
(実施時間) 第5条 事業の実施時間は、次に掲げるとおりとする。 (1) 通常教育日 当該幼稚園における教育時間の終了後から午後4時まで (2) 長期休業日 午前9時から午後4時まで 2 略	(実施時間) 第5条 事業の実施時間は、次に掲げるとおりとする。 (1) 通常教育日 当該幼稚園における教育時間の終了後から午後4時まで (2) 長期休業日 午前8時45分から午後4時まで 2 略	

No.	質問議員	質問要旨	答弁要旨	担当課
1	北原 祐二 議員	3 環境行政について (2)太陽光発電設備を活用した児童・生徒への環境教育について	学校施設の太陽光発電設備は小学校7校、中学校3校、義務教育学校1校の計11校に設置している。この設備は、脱炭素化の推進や環境教育への活用を目的としており、設置校では発電量などを示すモニターを昇降口や廊下などに設置している。授業における活用については、小学校では、6年生が実験キットを使用した太陽光発電の体験や校舎屋上の設備の見学を行い、発電量を身近な例(蛍光灯の消費電力量)で考える学習を行っている。中学校では、3年生が各家庭の消費電力量を調べ、学校の発電量と比較して何世帯分の消費電力を賄えるかを調べる学習活動が報告されている。未設置校では、設置校のデータをネットワークを利用して見ることが可能であり、今後、環境問題への関心を高める授業として奨励していく。これにより、全ての学校で太陽光発電設備のデータを活用した環境学習を進めいく。	学校管理課・指導課
2	加藤 恒子 議員	1 孤独・孤立対策について (1)オーバードーズ対策について 2. オーバードーズ防止の取り組みについて ②教育現場での取り組み	若者のオーバードーズについては、重大な社会的課題であると認識している。教育現場では、意識啓発及び未然防止に重点を置いた取組を行っている。意識啓発については、関係各所から講師を招聘し、薬物乱用防止教室を開催し、児童生徒が薬物の危険性について知る機会を設けている。小学校6年生、中学校2年生では、保健体育の授業において、オーバードーズを含む薬物乱用防止教育を行っており、違法薬物の危険性のほか、市販薬の過剰摂取についても扱っている。こどもたちにとっての身近なリスクとしてしっかりと伝えていく。 未然防止については、オーバードーズの背景にあるこども一人ひとりの悩みを把握することが必要であり、こどもの声を受け止める機会を多く設定している。また、オンライン相談窓口や毎月のアンケートなど、多様な機会を設け、こどもたちができるだけ相談しやすいようにしている。 今後は、困った時には助けてほしいと声を上げて人を頼ることのできる風土づくりにも努めしていく。教員の研修にも力を入れていく。	指導課

No.	質問議員	質問要旨	答弁要旨	担当課
3	加藤 恵子 議員	2 SDGsの推進について (2)SDGsの理念を踏まえた教育の推進について ・これまでのESD教育における取組と課題、今後の取組について	<p>本市では、教員の研修を推進し、学校ごとにESD(持続可能な開発のための教育)を展開してきた。</p> <p>その成果は、水質検査やビオトープの開設、湧水池の保護、リサイクルなど、市の環境シンポジウム等において発表され、市民の皆様からも評価をいただいている。</p> <p>一方、社会の急激な変化に伴い、社会課題の解決に向けて学ぶことの重要性が叫ばれるようになり、県からも探究的な学びを推進する方針が打ち出された。本市でも、こどもたちが基礎的・基本的な知識の習得と併せ、これまでのSDGs教育の手法の蓄積を踏まえて、総合的な学習の時間や各教科において、探究的な学びを進めていくことを求めている。この定着のために、今年度、全教員に対し、探究的な学びとICTの活用に重点を置いた授業改善を本格化するよう指示している。</p> <p>なお、各学校の授業を参観し必要な助言を行う「計画訪問」において、教員が探究的な学びとICTの活用をテーマとした授業を実践し、併せて、保護者や地域の希望する方々へ公開することとしている。また、環境保全を中心としたこれまでのSDGs教育の取組を継承し発展させ、こどもたちの課題発見のきっかけとしてもらうため、今年度、「ひたちなかふるさと体験プログラム」(豊かな地層、地形や生態系などの地域資源を、市内の小学生全員が可能な限りリアルに体験して学ぶ機会を増やすために、学校行事等の展開例としてデジタルデータで提示するもの)を制作する。</p> <p>SDGs教育からつながる探究的な取組をベースに、引き続き、自ら考え方行動し、よりよい社会の創造に貢献できる市民の育成に努めていく。</p>	指導課
4	山田 恵子 議員	3 教育行政について (1)小学生の登下校における熱中症対策について	<p>記録的な猛暑により、登下校をはじめ学校生活全般における熱中症のリスクがかつてないほど高まっているものと認識している。そのため、子どもたちの安全を最優先に、学校・家庭・地域が一体となった対策が不可欠であると考えている。</p> <p>学校では、下校前および下校時に担任等が児童の健康状態を観察し、水分補給や途中での休憩を呼びかけている。また、暑さ指数(WBGT)が高い場合には、一人で行動する状況をできるだけ避けるため、方面別下校を実施している。更に、体調不良となった場合には、地域の「110番の家」に駆けこむよう繰り返し指導をしている。</p> <p>持ち物については、日傘、ネッククーラー、冷却タオルについて、すべての学校で使用を認めている。また、リュックの使用や荷物の軽量化を推奨している。更に、水筒の中身の量を確認した上で十分な水分補給を呼びかけている。今後は、下校時には、ネッククーラーや冷却タオルを持っている児童に対して、学校の水道水で再冷却できるよう指導を広げていく。</p> <p>一方、下校時の熱中症リスクは例年にはないほど高まっているので、児童自らが体調の変化に気付き、水分をとつて日陰で休憩したり、近所に助けを求めたりするなどの行動を自らとることができるように、担任等を通して指導していく。加えて、学校運営協議会を通じて、地域の皆様の見守りの強化や、家庭での通学路における給水ポイントの子どもとの確認など、学校、家庭、地域が一体となって、熱中症予防の取組を着実に進めていく。</p>	指導課

No.	質問議員	質問要旨	答弁要旨	担当課
5	宇田 貴子 議員	2 新中央図書館について (1) 新中央図書館建設に向けたパブリック・コメントについて  ①基本設計公表後、パブリック・コメントまでの間の市民への周知について ②意見の件数や受け止め、実施設計への反映について	①令和7年6月25日から7月24日までの1か月間、パブリック・コメントで意見を募集した。パブリック・コメントの実施にあたっては、基本設計の内容を概要版としてまとめたものを市公式ホームページに掲載し、市報では、市内各図書館、各コミュニティセンターなど、身近な所でも閲覧することができるなどを案内した。 また、募集期間中に「基本設計案を見てみよう！」と題したワークショップを開催し、さらに、これまでにご意見をいただいた関係団体の皆様にも、説明の機会を設け、基本設計の内容について、ご意見を伺ってきた。 ②パブリック・コメントでは、21名の方から91件のご意見をいただいた。 いただいた意見の内容は、設計のコンセプトをはじめ、建物の構造や諸室の配置、機能や備品に関することなどに加え、環境への配慮や図書館へのアクセス、運営に関するなど、多岐にわたっていた。 寄せられた意見の中には、すでに基本設計に反映されていたり、実施設計に向けて検討中のものもあったが、引き続き参考にしながら、可能な限り反映できるよう努めていく。 また、運営に関するご意見についても、利用しやすい図書館となるよう、実施設計と併せ検討していく中で参考にしたい。	中央図書館
6	宇田 貴子 議員	2 新中央図書館について (2) パブリック・コメント後のスケジュールについて	これまで、基本計画の策定時より、様々な機会を捉え、市民の皆様からご意見や提案をいただきながら、新中央図書館の整備に向けた検討を進めてきた。 令和6年度には、設計を進めるにあたって、全3回にわたる市民ワークショップやミニフォーラムを開催したほか、子育て世代や中高生、また、障害のある方などへの意見聴取を行い、様々な世代や立場の方から設計に対するご意見やご要望をいただいた。 今後については、新しい図書館の運営面についてをテーマとするワークショップなどの開催を検討しており、引き続き機会を捉えて意見を伺うとともに、開館に向けては、市民の皆様の機運醸成にもつながるような取り組みを行っていきたい。	中央図書館
7	宇田 貴子 議員	2 新中央図書館について (3) 新中央図書館の機能について	市の第3次エコオフィス計画では「照明のLED化」、「施設の省エネ性能の向上」、「太陽光発電設備の設置検討」が位置づけられている。 「照明のLED化」、「省エネ性能の向上」については、空調設備などに省エネ性に優れた機器を導入することや、すべての照明のLED化、建物の高断熱化などにより、「ZEB-Ready（ゼブ・レディー）」に適合する建物とする設計としている。 「太陽光発電設備の設置」については、建物の構造について検討を行い、太陽光パネルを屋根の上に設置した場合にも、荷重に耐えられる設計としている。 太陽光発電設備の導入については開館後、電気料金などのランニングコストを見極めた上で、判断する必要がある。また、パネル設置による周辺への影響なども考慮する必要があり、現時点では設置する計画となっていない。	中央図書館

No.	質問議員	質問要旨	答弁要旨	担当課
8	宇田 貴子 議員	2 新中央図書館について (4)新中央図書館の運営を見すえた職員体制の強化について	市立図書館3館で司書資格を有している職員の数について、正職員は司書として採用された者が5名、事務職員として採用され司書の資格を有している者が4名、会計年度任用職員では、有資格者が5名おり、合計で14名となっている。 新中央図書館の開館を見据えては、令和元年度に司書を2名採用したほか、令和8年度新規採用として司書を1名募集しており、職員体制の強化を図っていく。 また、司書職員の採用のほか、図書館職員全体として、県立図書館や国立国会図書館などが開催する研修に積極的に参加し、スキルアップに努めている。 今後も、引き続き研修などを通じてより一層、職員の資質向上に取り組み、運営体制の強化を図っていく。	中央図書館
9	宇田 貴子 議員	2 新中央図書館について (5)学校やコミセン図書館との連携について	学校と図書館との連携の一つとして「学校支援図書パック」があり、学校での読書活動のほか、教科学習、総合学習などにも活用できるよう、特定のテーマに沿った図書を30冊から50冊を1パックにして、市内の各学校へ貸し出している。 「学校支援図書パック」は校長会などにおいて周知を行っているほか、各学校において、市立図書館の活用や図書館資料のさらなる利用促進が図られるよう努めている。 今年度は、学校と図書館との新たな連携について、ニーズの把握やアンケート調査などを行っており、今後、学校とのさらなる連携について検討を進めたい。 また、コミュニティセンター図書室との連携では、コミュニティセンターやふあみりこらぼなど、市内11か所の公共施設に配本を行っている。 今後は、利用者からのニーズが高い図書や、世代や好みに合った図書の選定、魅力ある特集を組むなどの工夫をしながら、より多くの方に利用していただけるよう検討を進めいく。	中央図書館
10	宇田 貴子 議員	3 学校体育館にエアコンの設置を (1)学校体育館の冷暖房設備の設置状況 (3)本市学校体育館へのエアコン設置について	学校体育館には空調設備が設置されていないため、暑さ対策として大型扇風機等を活用し、寒さ対策としてジェットヒーターやストーブを活用している。学校体育館へのエアコン設置には、高額な整備費用や維持管理コストがかかるとともに、校舎の老朽化に伴う改修を優先する必要があるため、現時点では空調設備の設置を進めると判断には至っていない。今後も、こまめな休憩と水分補給、体調管理の徹底など、これまでの暑さ対策を行うことにより、児童生徒が健康で安全に活動できるよう努めていく。また、災害時には空調が設置されている教室を避難所として使用できるよう調整を行っている。	学校管理課

No.	質問議員	質問要旨	答弁要旨	担当課
11	宇田 貴子 議員	3 学校体育館にエアコンの設置を (2)学校における現状と課題	<p>体育の授業には、児童生徒の体力向上や運動技能の習得など、他教科にはない重要な教育的意義がある。地域や家庭で体を動かす機会が減少している現代において、その意義は一層高まっていると認識している。</p> <p>一方、近年の猛暑の影響により、屋内・外を問わず実技を実施できない日が増えているが、授業の振り替えを行うことで、年間授業時数を確保している。具体的には、各学校において暑さ指数(WBGT)を測定し、31以上となった場合には実技を中止し、保健分野や他教科の授業に振り替え、暑い時期を避けて改めて実技に充てるなどの工夫をしている。</p> <p>課題は特に大規模校では、週時程の中で、体育館の利用割当てがほぼ決まっているため、実技を後日に振り替える際に他の学年や学級と重複しないように調整することが難しい場合があること。今後は、各学校に対して、猛暑による授業変更を予め見込んだ柔軟な年間指導計画の作成を働きかけていく。</p>	指導課
12	打越 浩 議員	3 新中央図書館建設について (1)建設予定地決定までの経過について	<p>平成31年3月に「新中央図書館整備基本計画」を策定し、整備候補地については、現在の敷地を含む4カ所としていたが、その後の検討で、「市営勝田中央駐車場等敷地」、「東石川第4公園敷地」の2つに絞り、「親水性中央公園等敷地」を新たに加えた3つの候補地について、比較検討を行った結果、「親水性中央公園等敷地」が新中央図書館の整備地として最も適しているとの結論に至った。</p> <p>しかし、その後、新型コロナウイルス感染症の流行や資材価格・物価高騰の影響により、整備計画を見直す必要が生じたため、令和4年度に収蔵冊数や施設面積を見直し、候補地の再検討も行い、「市営勝田中央駐車場等敷地」「東石川第4公園敷地」「親水性中央公園等敷地」の3つの候補地に、「現況敷地と市営元町駐車場を一体とした敷地」を加えた4つの候補地について、改めて評価を行うこととした。</p> <p>その結果、豊かな緑に囲まれ、周辺に文教施設が立地する「東石川第4公園敷地」を令和5年8月府議において、整備地として決定した。</p>	中央図書館
13	打越 浩 議員	3 新中央図書館建設について (2)都市公園指定との関連について	<p>新中央図書館の整備地の「東石川第4公園」は、都市公園法に基づく「都市公園」として位置付けられている。</p> <p>都市公園法では、都市公園内に設置可能な公園施設についての規定があり、その中で「図書館」は教養施設に分類され、公園内に設置することができる施設となっている。</p>	中央図書館
14	打越 浩 議員	3 新中央図書館建設について (3)これまでの事業化における経費について 「親水性中央公園を候補地に追加し、説明するための資料作成にかかった費用」について	<p>基本計画策定後、「親水性中央公園等敷地」を新たな候補地とする可能性が生じ、敷地に含まれる民有地の取得費用を見込む必要があり、用地購入費の算定のために、不動産鑑定評価を行った。</p> <p>これに要した費用は、133万9,200円で、この鑑定結果から、候補地の評価項目の一つであった、経済性の整備費用に反映した。</p>	中央図書館

# 「学校と教師の業務の3分類」の指針への位置付け（案）

令和7年8月19日  
教師を取り巻く環境整備特別部会  
(第2回)

資料1-2

教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、

服務監督教育委員会は、これらの分類を踏まえて「業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定。

学校は、学校運営協議会での議論等を踏まえ、地域の実情に応じた運用を行う。

趣旨の明確化 内容のアップデート	基本的には学校以外が担うべき業務 <b>学校以外が担うべき業務</b>	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務 <b>教師以外が積極的に参画すべき業務</b>	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務 <b>教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務</b>
<p>①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等</p> <p>②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応</p> <p>③学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）</p> <p>④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等</p> <p>⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応</p> <p>※勤務時間前・下校時刻後の預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築</p>	<p>⑥調査・統計等への回答（学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施）</p> <p>⑦学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理（学校が行う場合は事務職員等を中心に実施）</p> <p>⑧ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討）</p> <p>⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理（教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討）</p> <p>⑩校舎の開錠・施錠（副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進）</p> <p>⑪児童生徒の休み時間における安全への配慮（地域住民等の支援や、輪番等を促進）</p> <p>⑫校内清掃（児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進）</p> <p>⑬部活動（部活動の地域展開・地域連携を推進）</p>	<p>⑭給食の時間における対応（食に関する指導については、栄養教諭等が対応）</p> <p>⑮授業準備（教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、デジタル技術の活用を促進）</p> <p>⑯学習評価や成績処理（採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進）</p> <p>⑰学校行事の準備・運営（関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討）</p> <p>⑱進路指導の準備（就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進）</p> <p>⑲支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの協働等を促進）</p>	

※これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、追加で業務を見直すことも有効

## 概要

令和7年6月に成立した改正給特法に基づき、服務を監督する教育委員会は、文部科学大臣が定める指針に即して「業務量管理・健康確保措置実施計画」を定めることとされたことを受け、給特法第7条に基づき文部科学大臣が定める指針に、働き方改革の更なる推進に向けて、国として、教育委員会が計画を策定する際に踏まえるべき内容等を新たに位置づけるもの。

## 改正のポイント

### 1. 働き方改革の目的や働き方改革を進める上で基本的観点の追加

#### 【働き方改革の目的】

- 教育職員の「働きやすさ」と「働きがい」を両立し、子供たちによりよい教育を行うことが目的

#### 【基本的観点】

- 国、教育委員会、地方公共団体、学校、地域、保護者など教育に関わる全ての関係者が、その権限と責任に基づき連携・協働しながら取組を実施

### 2. 在校等時間や上限時間 ※改正なし

#### 【在校等時間】

- 「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」とし、勤務時間管理の対象とする

#### 【上限時間】

- 1か月の時間外在校等時間について、45時間以内
- 1年間の時間外在校等時間について、360時間以内

※ 休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法の規定を遵守

### 5. 留意事項等

- 実際の時間より短い虚偽の時間を記録することはあってはならない

・業務の持ち帰りは行わないことが原則。上限時間の遵守や計画目標の達成のみを目的として持ち帰り業務を増加させることは厳につつむ必要。仮に持ち帰りの実態がある場合、その実態把握とともに、縮減に向けた取組を進める

- 学校運営協議会の設置及び活用の推進
- 都道府県教育委員会は市町村教育委員会に対して指導・助言等
- 校長等の管理職は、業務の精選等、組織マネジメントを実施し、教育職員一人一人が働きやすい職場環境を構築
- 管理職の人事評価の評価項目や研修内容に働き方改革に資するマネジメントを追加

### 3. 「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定

- サービス監督教育委員会は、本指針に即して給特法第8条第1項に規定する「業務量管理・確保措置実施計画」(以下「実施計画」)を定める
- 実施計画、毎年の実施状況を公表。総合教育会議にも報告。地方公共団体との連携を図りつつ、業務量管理・健康確保措置などの取組の更なる改善につなげる

#### 【目標】

- 政府として令和11年度までに教育職員の1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標にしており、時間外在校等時間が80時間を超える教育職員を早急になくなければならないものとして、それぞれ以下の水準を満たしている必要

- 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の教職員の割合  
→ 100%とすることを目指す
  - 1年間ににおける教育職員の1箇月時間外在校等時間の平均時間  
→ 平均で30時間程度となることをを目指す
- ※ 可能な限り、教育職員のワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を、地方公共団体の実情に応じて設定

#### 【内容】

- 実施計画には、4.に掲げる措置に関する具体的な取組内容等を記載するものとする
- ※ 具体的な業務量管理・健康確保措置の実施内容及び実施方法は、地域の実情に応じて決めるもの

### 4. 服務監督教育委員会が講すべき措置の内容等

- 教育職員の勤務状況等に関する状況を把握し、その状況を踏まえ、業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の在校等時間の長時間化を防ぐための取組を実施

#### 【学校と教師の業務の3分類】

- 服務監督教育委員会は、円滑に役割分担の見直しが行われるよう、保護者及び地域住民の参画を得ながら、地域の実情に応じた運用に努める
- 教師以外の職員の校務運営への参画を一層拡大し学校全体の業務を効果的に改善
- 今日の学校や教師を取り巻く状況や、教師の負担・働きがいの観点を踏まえてアップデートの上、本指針に位置づけ

- ① 学校以外が担うべき業務
- ② 教師以外が積極的に参画すべき業務
- ③ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

#### 【学校業務の適正化 等】

- 標準を大きく上回る授業時数の指導体制に見合った見直しや、年間授業週数の実態に応じた1日及び1週間当たりの授業時数の平準化や、学校行事の精選
  - 放課後の児童生徒の活動時間(補習、部活動を含む。)の、教育職員の勤務時間内での設定
  - デジタル技術を活用した校務の効率化
  - 勤務時間外の外部対応を抑制する環境整備(留守番電話の設置 等)
- 勤務間インターバルの確保や、早出遅出勤務、テレワーク等、柔軟な働き方の推進のための環境整備
- 計画の策定等に当たり人事委員会と認識を共有し、専門的な助言を求める等連携を図ること 等